

概要版

令和7年度版 北九州市の環境

Environment of Kitakyushu City 2025



特集

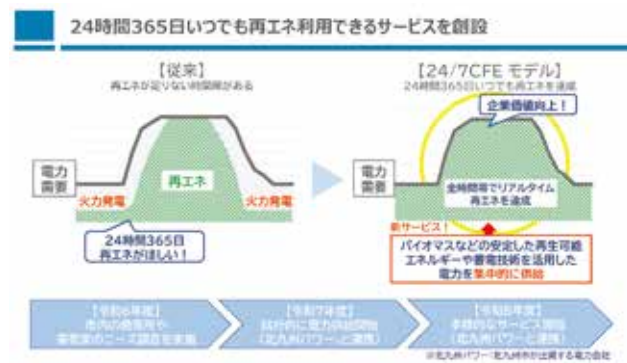
脱炭素（カーボンニュートラル）社会の実現に向けた取組

1 国連主導の「脱炭素」に関するイニシアティブ「24/7CFE Compact」に加盟

(1) 背景・目的

北九州グリーンインパクトの取組の一環として、国連主導の脱炭素に関するイニシアティブである 24/7Carbon Free Energy Compact にアジアの自治体として初めて加盟しました。24/7CFE Compact には、グーグルやマイクロソフト等の大手 IT 企業などが加盟しており、蓄電技術等の活用により脱炭素エネルギーによる電力の同時同量（電力の需要と供給が同じ時に同じ量になっているということ）の達成を目指す国際イニシアティブです。

今後は、北九州市の再生可能エネルギーに関するポテンシャルを活かして、昼夜問わず 24 時間 365 日、いつでも再エネが利用できるサービスを、アジアの自治体として初めて創設することを目指します。これにより、世界最高水準のエネルギーを求める先進企業等の市内への誘致を進めるとともに、持続可能なエネルギーを利用して地元企業の競争力強化を支援します。



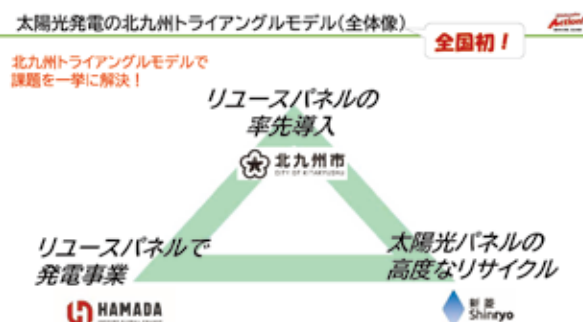
(2) 加盟後の北九州市の取組について

太陽光発電や風力発電などの変動性電源に加えて、ベースロード電源であるバイオマス発電など、多様で豊富な再エネ発電所を有する北九州市のポテンシャルを活かして、24/7CFE 対応型の電力メニューの創設に向けて取組を推進します。具体的には、令和 6 年度に需要家となる市内企業や市内再エネ発電事業者のニーズ等の調査を行い、地域新電力である北九州パワーと連携して、令和 7 年度の試行実施を経て、令和 8 年度から本格的に 24/7CFE 対応型電力メニューの供給を開始することを目指します。

2 「北九州トライアングルモデル」の構築

(1) 背景・目的

2012 年から始まった国の FIT 制度（固定価格買取制度）により、太陽光発電の導入が急速に進んできましたが、買取期間の終了に伴う太陽光パネルの大量破棄が大きな課題となっています。こうした中、高度なリユース・リサイクル技術を有している地域企業と北九州市が連携し、まだ使える太陽光パネルをリユースすることで、再エネ導入と資源循環の課題を一挙に解決する全国初のモデルを構築しました。



(2) 本モデルの詳細

本モデルでは、株式会社浜田が、太陽光パネルのリユース診断や、リユースパネルを活用した電力販売（PPA）の事業展開、株式会社新菱が、リユース診断の結果、リユースできず廃棄される太陽光パネルの高度リサイクルにより貴重な資源回収を行い、北九州市が、公共施設へのリユースパネル PPA の率先導入を実施します。株式会社浜田と株式会社新菱がタッグを組み、リユースとリサイクルの両面から太陽光パネル大量廃棄問題に対して取り組むことで環境負荷の軽減と経済性の両立を実現します。

この「北九州トライアングルモデル」は、他地域にも展開可能な循環型経済の先進事例として注目されており、再生可能エネルギー市場の成長を支える新たな枠組みとなることが期待されています。

3 水素等拠点形成に向けてサプライチェーン構築実現可能性調査を開始

(1) 響灘臨海エリアを中心とした水素・アンモニアの商用サプライチェーン構築実現可能性調査の開始

福岡県水素拠点化推進協議会は、令和5年5月に設立して以降、北九州市響灘臨海エリアを中心とする水素・アンモニア（以下「水素等」）拠点形成に関する検討を進めてきました。

令和6年6月、国支援制度の採択を目指し、検討を更に推進させるため、産学官連携で同地域を中心とした水素等の商用サプライチェーン構築実現可能性調査（以下「本調査」）を開始しました。

本調査では、協議会を通じて確認された現時点での水素等需要ポテンシャル（令和12年時点約9万トン、令和22年時点約70万トン）の実現性を確認するために、協議会員の一部からなる企業連合を中心に、国内外における水素等製造を見据えた輸入・揚陸、貯蔵、脱水素、配給（パイプライン・ローリー）を備えた拠点整備と商用サプライチェーン構築に関する調査を進めています。

(2) 本調査の体制・役割

調査体制	検討内容（イメージ図の番号と対応）
伊藤忠商事株式会社	①海外アンモニア製造・供給 ②廃プラ由来水素製造・供給
ENEOS 株式会社	③グリーン水素製造・供給
オリックス株式会社	③グリーン水素製造・供給
九州電力株式会社	①海外アンモニア製造・供給 ④水素混焼発電
西部ガス株式会社	⑤e-methane 製造 ⑥水素パイプライン
日本製鉄株式会社	⑦アンモニア混焼発電
日本コークス工業株式会社	②廃プラ由来水素製造・供給 ⑧アンモニア貯蔵・アンモニアクラッキング
日鉄エンジニアリング株式会社	⑥水素パイプライン ⑨アンモニアパイプライン
三井住友信託銀行株式会社	③グリーン水素製造・供給
福岡県、北九州市	協議会事務局

(3) 水素等サプライチェーン イメージ図



循環経済（サーキュラーエコノミー）システムの構築に向けた取組

4 市民1人1日イチゴ1個分(約30g)ごみ減量大作戦

(1) 取組の背景

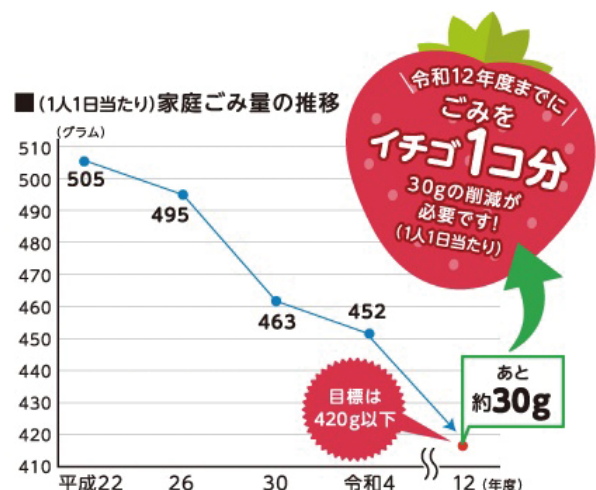
北九州市では、第2期循環型社会形成推進基本計画で、令和12年度の市民1人1日あたりの家庭ごみ量を420g以下にすることを目標に掲げ、様々な対策に取り組んでいます。市民のごみ減量やリサイクルへの協力により、令和4年度には452gまで減少することができました。

しかしながら、目標を達成するためには、まだ約30gのごみ減量が必要です。そこで、ごみ量削減の成果と、目標達成に向けたさらなる協力を分かりやすく市民に伝えるために、1日にイチゴ1個分(約30g)のごみ削減を呼びかける「市民1人1日イチゴ1個分ごみ減量大作戦」と題した啓発活動を展開しました。

(2) 取組の概要

市政だより・SNS・市庁舎でのパネル展示のほか、環境マスコットキャラクターのていたんとイチゴをコラボさせた「イチゴていたん」を登場させた保育園での出前講演や、エコライフステージ2024への出展など様々な場面で啓発を行い、協力を呼びかけました。

今後も、市民一人ひとりが毎日少しずつ、ごみ減量に取り組んでいただけるように啓発活動を継続し、ごみ減量の目標達成に向けて取り組みます。



5 市民が分別したプラスチックが「教室机の引き出し」に大変身！

(1) 取組の背景

北九州市では、限りある資源を有効利用するため、家庭で出るプラスチック製容器包装や製品プラスチックを回収し、リサイクルするプラスチック資源一括回収事業に取り組んできました。

これまで、回収したプラスチックは、新たなプラスチック製品を作る原料など、資源として利用されてきました。しかしながら、リサイクルされた製品が物流用パレットやタイヤ止めなどの市民生活に身近なものではないことから、どのようにリサイクルされているか分かりにくい状況でした。そこで、リサイクル事業者や小売事業者と協働し、市民に分かりやすいリサイクルの実現を目指した検討を始めました。

(2) プラスチックの「地消・地循環」

関係者で検討を重ねる中で、将来を担う子ども達にリサイクルを実感してもらえる商品を作りたいという想いから、小学生向けの「教室机の引き出し」を商品化することにしました。この取組は、市民が分別したプラスチックが市内でリサイクルされ、市民生活に戻る『地消・地循環（市内で発生したごみを市内でリサイクル、商品化、販売し、市民が再び使用する循環の仕組み）』を実現した全国初の事例です。

今後、分別したプラスチックが身近な商品に生まれ変わることを広く発信し、プラスチック回収量の増加につなげるとともに、「地消・地循環」の好事例を増やしていきます。



生物多様性の増進に向けた取組

6 響灘ビオトープが生物多様性保全エリアとして国連の国際データベース（OECM※1）に登録

(1) 登録の経緯

響灘ビオトープは、令和5年10月、生物多様性の価値が国（環境省）に評価され、「自然共生サイト※2」に認定されました。その後、令和6年8月には、環境省を通じて、響灘ビオトープの全域（約41ha）がOECMとして、国連の国際データベースに登録されました。これは、日本から初めての登録（日本からは159箇所が登録）で、響灘ビオトープは福岡県では唯一のエリアです。

これにより、響灘ビオトープが、COP15で世界目標として定められた「30by30※3」の達成に資するエリアとして正式に登録されました。



響灘ビオトープ

※1：OECM (Other effective area-based conservation measures)

国立公園等の法令による保護地域以外で、生物多様性保全に資する地域のこと。企業の森、ビオトープ、里地里山等、多様な場所が該当する可能性がある。

※2：自然共生サイト

国が民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域を認定する制度。認定後は、法令による保護地域を除いた部分がOECMとして国際データベースに登録される。

※3：30by30（サーティーバイサーティー）

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や、国の戦略である「生物多様性国家戦略2023-2030」に盛り込まれた目標で、2030年までに陸域と海域の30%以上の保全を目指すもの。

(2) 響灘ビオトープの生物多様性の価値

響灘ビオトープの生物多様性の価値として、自然共生サイトの認定及びOECM登録時に、

- ①自然環境学習拠点として機能し、800種もの多様な動植物からなる健全な生態系が存在していること
- ②ベッコウトンボやチュウヒ等の絶滅危惧種が生息生育していること
- ③環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されるなど、生物多様性保全上の重要性が認められ

ていること

④越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、地域の動物の生活史にとって重要な場等の価値を有していることが認められています。



チュウヒ



ベッコウトンボ

環境国際ビジネス拠点化の推進に向けた取組

7 日本“初”「低炭素都市国際フォーラム」の開催

国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）、韓国仁川広域市、北九州市主催、公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES）、JICA 九州共催による「第4回低炭素都市国際フォーラム」を令和6年10月8日に北九州市にて開催しました。

(1) 背景・目的

北九州市の再エネ導入や水素、資源循環など脱炭素につながる先進的な取組や長年の環境国際協力・環境国際ビジネスの取組などが評価され、日本で初めての開催となりました。18か国から約100人が参加し、持続可能で低炭素な都市の実現に向けて、課題や解決策について情報共有を図りました。



第4回低炭素都市国際フォーラム

(2) 市内視察の実施

また会議翌日9日には、海外からの参加者に対してタカミヤ環境ミュージアムなど本市の環境関連施設の視察ツアーを実施しました。



そのほかのトピック

8 改正気候変動適応法への対応

(1) 改正気候変動適応法の背景・概要

熱中症対策を強化するため、気候変動適応法が令和 5 年 4 月に改正され、令和 6 年 4 月に施行されました。

改正法では、「熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）」、市町村長による「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」及び「熱中症対策普及団体」の指定の制度等が新たに創設されました。

北九州市では、関係部局が連携して熱中症対策を円滑に推進していくため「北九州市熱中症対策推進連絡会議」を設置し、市民の熱中症被害の低減に向けた情報発信等に取り組んでいます。

(2) 熱中症特別警戒アラート

「熱中症特別警戒アラート」は、過去に例のない危険な暑さにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、環境省より発表されます。

ア. 発表基準

翌日の暑さ指数の予測値が、県内の全ての暑さ指数情報提供地点で「35」以上となる場合

イ. 発表時の市の対応

市公式 SNS 等の情報発信ツールを活用するとともに、各局・区の所管団体・施設等を通じて市民に情報発信を行います。

ウ. 市独自の取組

熱中症特別警戒アラートが発表されない場合においても、北九州市唯一の観測地点である「八幡」において翌日の暑さ指数の予測値が「35」以上となる場合は、熱中症特別警戒アラート発表時に準じて市民への情報発信を行います。

(3) クーリングシェルター

北九州市では、熱中症特別警戒アラートの対象日などに、暑さから避難する施設（クーリングシェルター）として、市民センターや市立図書館、生涯学習センター、一部の民間施設を開放します。ご自宅での暑さ対策が難しい場合は、必要に応じて利用をご検討ください。

現在のところ、公共施設 161 施設、民間施設 67 施設、合計 228 施設を「クーリングシェルター」として指定しています（令和 7 年 3 月 31 日時点）。詳細は市のホームページでもご覧になれます。



クーリングシェルター案内ステッカー



市の HP

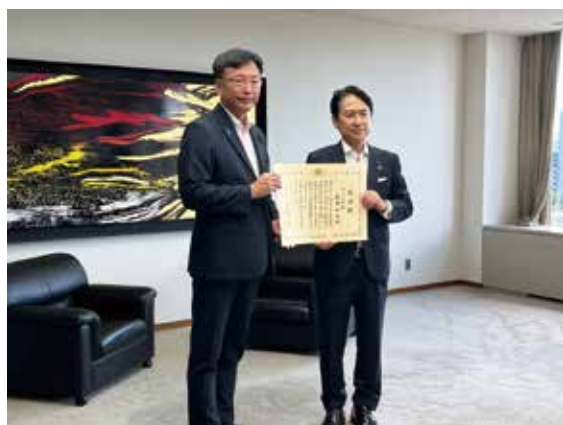
9 PCB 廃棄物処理に関する国からの感謝状贈呈について

(1) 北九州 PCB 処理事業

PCB は、昭和 43 年に起きた「カネミ油症事件」を契機に、昭和 47 年に製造・使用が禁止され、保有者には PCB 廃棄物の適正処理が求められることとなりました。当初、PCB 処理は民間主導の処理が試みられましたが、候補地周辺住民の理解を得られないことから、約 30 年間、保有者による保管を余儀なくされ、その後、国主導で処理を行うことになり、平成 16 年に中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）第 1 号の施設が北九州市で操業を開始しました。

北九州市は、平成 12 年に国から PCB 処理施設の立地要請を受けて以降、徹底した安全性の確保や情報公開などを求め、国も北九州市の求めに対応してきました。こうした北九州市のリスクマネジメントに関する取組は、全国 5 か所にある全ての PCB 処理施設で採用され、我が国の PCB 処理をけん引してきました。

国が北九州市に PCB 処理施設の立地を要請してから、2 度の期間延長を経て、令和 6 年 3 月末に、23 年に及んだ処理事業が終了し、同年 8 月、これまで市民や議会からご理解いただいたことに対し、環境大臣から感謝状が贈呈されました。



◆処理実績

項 目	処理実績
変圧器	2,801台
コンデンサー	58,950台
安定器及び汚染物等	10,256t

令和6年3月末時点

(2) 今後の対応

事業終了後、施設は解体撤去を行います。施設の解体については、順次、設備の内側に付着した PCB を洗浄し、安全に除去分別した上で行うことになっています。

すべての解体撤去が完了するのは、令和 12 年頃の予定です。北九州市としては、施設の解体撤去が安全かつ確実に完了するよう、引き続き監視指導していきます。

10 北九州市災害時トイレ確保・管理計画の策定

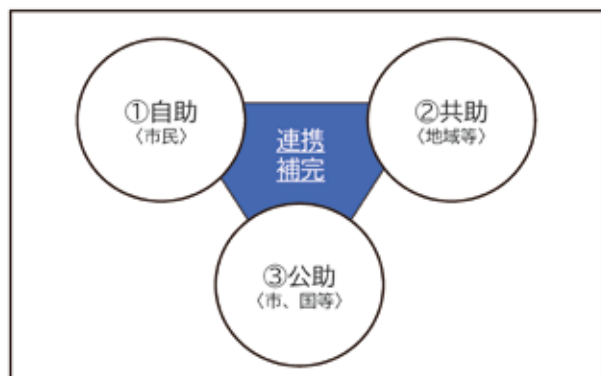
(1) 策定の目的

これまで日本各地で災害が発生した際、建物や上下水道施設の被災等により、水洗トイレが機能なくなり、トイレが不足すること等で、衛生面や被災者の健康面など様々な問題が発生してきました。

そこで、こうした事態を防ぎ、災害時でも誰もが安心して快適に利用できるトイレ環境を確保するために、災害時におけるトイレの確保や管理に関する計画を取りまとめ、対策を推進します。

(2) 基本理念

災害時に速やかに必要なトイレを確保し、安全・安心で快適なトイレ環境を構築するためには、行政による「公助」のみならず、市民による「自助」や地域、企業等の「共助」も含め、市全体で課題を認識・共有することが必要です。また平時からの備えも含めて各々がその役割を果たしつつ、連携・補完しながら、災害時のトイレ対策に取り組むことへの重要性を掲げています。



(3) 目標数と確保状況

北九州市の公的備蓄の考え方を踏まえ、小倉東断層を震源とした M6.9 の地震による被害想定に基づき、避難者（約 22,000 人）が 3 日間生活できることを想定し、備蓄を進めています。

目標数としては、携帯トイレが 66,000 セット、仮設トイレ等が 440 基と定めています。

令和 7 年 2 月時点で、携帯トイレが 72,740 セット、仮設トイレ等が計 1,604 基（※連携協定供給分を含む）と、目標数を確保できている状況です。

(4) 今後の課題

①「自宅や地域等での災害用トイレの備蓄に関する啓発」

災害時に自宅のトイレが使えなくなった場合等に備えて携帯トイレを備蓄するなど、日頃の備えの重要性を市民に対して広く啓発していく必要があります。

②「洋式トイレの増など備蓄トイレの充実」

高齢者や障がい者等の利用を踏まえて、洋式トイレとして利用できる災害用トイレを増やすことにより、備蓄トイレの充実を図ります。

第1章 脱炭素（カーボンニュートラル）社会の実現

核となる計画

1 北九州市環境未来都市とグリーンアジア国際戦略総合特区

北九州市は、環境や超高齢化対応などに関して、持続可能な経済社会の発展の実現を目指す「環境未来都市」、また、地域の包括的・戦略的なチャレンジを国がオーダーメイドで総合的に支援する「グリーンアジア国際戦略総合特区」に指定されています。「グリーンアジア国際戦略総合特区」では、税制・財政・金融上の支援措置が呼び水となり、これまでに福岡県全体で約 4,870 億円の設備投資と、県全体で約 3,020 人の雇用を創出しました。

2 北九州市地球温暖化対策実行計画

北九州市は、平成 28 年に策定した「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市計画」に基づき、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を推進してきました。また、令和 2 年 10 月には、「ゼロカーボンシティ」を表明し、令和 3 年 6 月には「気候非常事態宣言」を行いました。令和 3 年 8 月に改定した「北九州市地球温暖化対策実行計画」では、以下の目標を掲げ、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

- ① 2050 年の目指すべき姿（ゴール） 市内の温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す
- ② 2030 年度の達成目標 温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 47% 以上削減

3 市域の温室効果ガス総排出量

令和 4 年度の市域内の温室効果ガス排出量は、前年度から 2.2%増の 14,112 千トン（二酸化炭素換算）でした。

前年度から増加した要因としては、主に電力の二酸化炭素排出係数が悪化したことにより、電力の使用に伴う二酸化炭素排出量が増加したこと等があげられます。

◆市域内の温室効果ガス排出量（部門別）

単位：千トン

区 分		2013年度 (平成 25)	2018年度 (平成 30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	前年度比	2013年度比 (平成 25)
二酸化炭素	家 庭 部 門	1,509	790	748	880	793	1,027	+29.6%	▲31.9%
	業 務 部 門	2,003	1,281	1,339	1,309	1,201	1,351	+12.5%	▲32.5%
	運 輸 部 門	1,968	1,676	1,659	1,612	1,524	1,541	+1.1%	▲21.7%
	産 業 部 門	11,661	9,804	9,494	7,883	8,089	8,083	▲0.1%	▲30.7%
	エネルギー転換部門	406	377	425	409	421	405	▲3.7%	▲0.2%
	廃棄物の原燃料使用等	134	130	139	149	151	136	▲9.9%	+1.8%
	工 業 プ ロ セ ス	1,287	1,166	1,096	1,048	1,093	1,047	▲4.3%	▲18.7%
	廃 棄 物	306	297	281	278	267	254	▲4.7%	▲17.1%
二 酸 化 炭 素 合 計		19,274	15,520	15,181	13,569	13,538	13,845	+2.3%	▲28.2%
メ タ ン		45	33	31	31	31	29	▲4.9%	▲34.8%
一 酸 化 二 窒 素		44	40	40	39	39	39	▲1.4%	▲12.1%
フ ロ ン ガ ス 等		138	186	194	201	204	199	▲2.1%	+44.0%
温 室 効 果 ガ ス 合 計		19,501	15,779	15,446	13,840	13,812	14,112	+2.2%	▲27.6%

注：1 端数処理により合計及び百分率の値が一致しない場合がある。

2 算定基礎としている各種統計データの遡及修正、使用するデータの変更等により、過年度の値が変更される場合がある。

3 2013年度：「北九州市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）における基準年。

基本施策 1 エネルギーの脱炭素化

1 北九州市地域エネルギー政策の推進



北九州市の風力発電導入量は 36,290kW で政令市第 1 位、太陽光発電導入量も 327,441kW で政令市第 4 位となっています。(令和 6 年度末現在)

北九州市の持つ再生可能エネルギーや高効率火力発電の立地ポテンシャル、スマートコミュニティの実証を通じたエネルギーを賢く使う省エネの知見などを活かし、低炭素で安定したエネルギーを供給することを目的としています。

地域エネルギー拠点化推進事業概念図



2 脱炭素先行地域への選定

令和 4 年度に、北九州都市圏域と連携した北九州市の提案内容が、地域特性に応じた脱炭素に先行的に取り組む地域として、国（環境省）から『脱炭素先行地域』に選定されました。北九州都市圏域 18 市町で連携を図り、公共施設群と北九州エコタウンのリサイクル企業群において、太陽光パネル等を第三者所有方式で導入する「再エネ 100%北九州モデル」を活用し、安定的かつ安価な再エネを公共施設及び響灘地区の民生部門へ導入開始しました。

3 洋上風力発電についての取組

北九州市では、平成 23 年から全国、更には東アジアに向け、多様なサービスを提供する風力発電関連産業の「総合拠点」の形成を目指しています。

平成 28 年に響灘の港湾区域において公募を通じて誘致した大規模洋上ウインドファームは、最大出力 9,600kW の風車が 25 基設置される予定です（完成時点では国内最大となる）。令和 5 年 3 月から工事が進められており、令和 7 年度中に運転が開始される予定です。

また、「北九州市洋上風力キャンプ× SDGs」を産学官連携で実施し、人材育成に係る取組を実施しています。

4 地域新電力についての取組

(株) 北九州パワーは、本市ごみ焼却場で発生した電力を主な電源としており、電気事業者別の二酸化炭素排出係数が低く、エネルギーの地産地消とともに、二酸化炭素排出量の削減に寄与しています。

5 北九州市の水素に関する取組

響灘地区に集積する太陽光発電や風力発電、市内のごみ発電（バイオマス）などの複数の再エネ設備を有効活用することで、CO₂ フリー水素の低コストなサプライチェーンモデルを構築する実証事業に取り組みました。将来的にシステムを大規模化し、装置価格が国の目標に沿って安くなるなどの条件が整えば、実用可能な価格帯で水素を供給できる可能性を示しました。



基本施策2 イノベーションの推進

1 北九州市環境産業推進会議

「北九州市環境モデル都市行動計画」における5つの柱の一つ『環境が経済を拓く』を具現化していくため、脱炭素化に貢献する環境産業のネットワークを構築し、更なる環境産業の振興について“共に考え、共に行動する場”として、平成22年2月に設立しました。（令和6年度末現在 参画企業・団体数 約520）

2 環境未来ビジネス創出助成

循環型社会及び脱炭素社会の実現に向け、新規性、独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の社会実装、実証研究、フィージビリティスタディ（F S）に対して研究費を助成しています。令和6年度までに、190件の研究に対して助成を行っています。

3 北九州市中小企業の3E-Action（創エネ・省エネ・蓄エネ）応援事業

脱炭素社会の実現に向け、再エネ100%電力化に取り組み、かつ太陽光発電設備や最先端の省エネ設備を設置する市内の中小企業に対し、費用の一部を補助する事業を実施しています。

4 北九州 GX 推進コンソーシアムの設立

北九州市はカーボンニュートラルを成長の機会と捉え、産学官民オール北九州による「北九州 GX 推進コンソーシアム」を設立し、地域企業のGX推進に向けた様々な施策を実施しています。

5 産学連携による技術開発の推進

平成13年4月に「アジアの中核的な学術研究拠点」と「新たな産業の創出・技術の高度化」を目指して創設された北九州学術研究都市では、複数の理工系大学や研究機関、研究開発型企業が集積して、低炭素社会の発展に役立てる環境技術等を中心とした研究活動を展開しています。

基本施策3 脱炭素型ライフスタイルの推進

1 北九州市低炭素まちづくり計画の策定、脱炭素社会を実感できるまちの整備

北九州市では都市機能の集約化や公共交通の利用促進など、環境モデル都市行動計画の具体的な施策と連携し、コンパクトなまちづくりを目指す「北九州市低炭素まちづくり計画」を平成26年3月に策定しています（平成29年1月改訂）。

都心部を中心に市民が脱炭素社会を見て感じる事ができる取組として、環境にやさしい自転車の活用、北九州の玄関・顔づくり、人が行き交う動線づくりなどを推進しています。



2 住宅・建築物（ZEH・ZEB）の省エネ化の推進

北九州市では、北九州市地球温暖化対策実行計画の『家庭部門・業務部門』の中で、住宅・建築物の ZEH・ZEB 化の普及を掲げており、2030 年までに新築は 100%、2050 年までにストック平均では 100% を目標としています。

北九州市では、2030 年に義務化が予定されている ZEH・ZEB 基準について、公共建築物においては率先して取り組むこととし、令和 3 年度から、公共建築物の ZEH・ZEB 化に向けての取組を進め、令和 4 年度には、市営住宅の ZEH 基準での整備を原則化しました。令和 5 年度から 6 年度にかけて、市内初の ZEH 基準での市営住宅の整備に併せて、自家消費型の太陽光発電の PPA 事業に着手するとともに、その他の市有建築物についても、市内初となる ZEB 基準での新築工事、改修工事のリードプロジェクトに着手しました。

3 エコアクション 21 の認証・登録の支援

市内中小企業者等の環境への取組を促進するため、環境省が策定した環境経営システムである「エコアクション 21」の導入セミナーや、認証・登録に向けた実践講座の支援をしています。

基本施策 4 ゼロカーボン・ドライブや持続可能な公共交通ネットワーク等の推進

1 北九州市環境首都総合交通戦略の推進

北九州市では、過度のマイカー利用から地球環境にやさしい公共交通や徒歩・自転車への利用転換を図るため、北九州市の都市交通のあり方や短中期の交通施策を盛り込んだ「北九州市環境首都総合交通戦略」を平成 20 年 12 月に策定し、コンパクトなまちづくりや人口減少社会に対応した持続可能な公共交通ネットワークの再構築を図っています。

2 モーダルシフトの推進の推進

北九州市では、内航フェリー輸送の拠点である新門司フェリーターミナルや、鉄道輸送の拠点である北九州貨物ターミナル駅などの物流基盤を整備し、過度にトラック輸送に依存することなく国内輸送ができる体制を整えてきました。特に、内航フェリー等貨物量については、年間約 5,900 万トンにも及び、モーダルシフトの取組を推進しています。

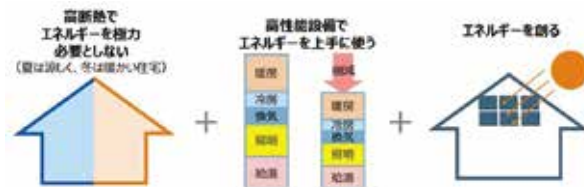
今後は、フェリー・RORO 船の利便性を高め、また、「カーボンニュートラルポート（CNP）」の形成を目指す取組など、環境に優しい船舶輸送をさらに推進していきます。

3 自動車からの温室効果ガスの削減

北九州市民生活における自動車への依存度は依然として高く、公共交通機関の利用促進などの取組と併せて、電動車の普及やエコドライブの推進などの対策を総合的に進める必要があります。北九州市では、電動車（EV、FCV 等）の率先導入や電動車の普及環境づくり、ノーマイカーデーの普及促進、エコドラ北九州プロジェクトを実施しています。

ZEH とは（資源エネルギー庁 HP より）

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味になります。つまり、家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1 年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家ということです。



ZEB とは（環境省 HP より）

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。ゼロエネルギーの達成状況に応じて 4 段階の ZEB シリーズが定義されています。



第2章 循環経済（サーキュラーエコノミー）システムの構築

基本施策 1 家庭ごみの減量・リサイクルの推進

基本施策 2 事業系ごみの減量・リサイクルの推進

1 ごみの減量化・資源化の取組

平成 23 年に、「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「循環型」の取組に「低炭素」と「自然共生」の取組を加え、「持続可能な都市のモデル」に向けた先駆的な廃棄物行政の取組を進めてきました。

近年では、プラスチックごみや食品ロスの問題の顕在化、自然災害の多発による災害廃棄物の大量発生や感染症の拡大による生活様式の変化など、新たな課題への的確な対応が求められています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、令和 3 年 8 月、新たに SDGs の実現と脱炭素社会を見据えた第 2 期北九州市循環型社会形成推進基本計画を策定しました。引き続き、様々な取組を行います。

●これまでの具体的施策の実施

(1) 家庭系ごみの循環システム構築の取組について

(北九州市の主な取組)

- 平成 5 年 7 月 かんびん分別収集の開始
- 平成 10 年 7 月 政令市初 家庭ごみの有料指定袋制導入
- 平成 18 年 7 月 家庭ごみ収集制度の見直し
- 平成 23 年 8 月 「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定（平成 28 年 8 月改定）
- 平成 30 年 6 月 「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し（平成 30 年 3 月）、協定参加 7 事業者の各店舗において、レジ袋の無料配布を中止（有料化）
- 令和 3 年 8 月 「第 2 期北九州市循環型社会形成推進基本計画」策定
- 令和 5 年 10 月 プラスチック資源一括回収事業の開始

(2) 事業系ごみ対策の強化について（平成 16 年 10 月～）

(実施内容)

- 事業系ごみの市収集の原則廃止 自己搬入ごみの処理手数料の改定（700 円／100kg ⇒ 100 円／10kg）
- リサイクル可能な古紙・廃木材の市施設への受け入れ廃止 かんびん資源化センターへの自己搬入の廃止

2 北九州市プラスチックスマート推進事業

世界的な課題となっているプラスチックごみ対策として、令和元年度から「北九州市プラスチックスマート推進事業」を開始し、レジ袋の削減等の取組に加え、家庭ごみ用等の指定袋のバイオマスプラスチック化、プラスチックに関する技術開発等の支援などを実施しています。

また、プラスチックごみ対策専用ウェブサイトを作成して、市民や事業者へ啓発するとともに、「プラごみダイエット協力店」の募集を開始しました。



専用ウェブサイト



プラごみダイエット協力店

3 ごみ処理の現況

計画に基づき、下記の一般廃棄物の処理や、減量化・資源化の取組を実施しています。

- ・家庭ごみ、粗大ごみ、資源化物（かん・びん、ペットボトル等）の収集
- ・公共の場所をボランティアで清掃した際の清掃ごみの収集
- ・道路、歩道、河川、海浜等の清掃
- ・市内で発生した一般廃棄物の適切な処理及び処分
- ・市内中小企業等の一部の産業廃棄物の処理及び処分
（ただし、一般廃棄物の処理に支障のない範囲）

●ごみ量の推移（市施設処理分）

平成 16 年 10 月の「事業系ごみ対策」、平成 18 年 7 月の「家庭系ごみ収集制度の見直し」などのごみの減量化・資源化に取り組み、ごみ量は、平成 15 年度の 53 万トンから令和 6 年度には、31 万トンと約 22 万トン減少しました。

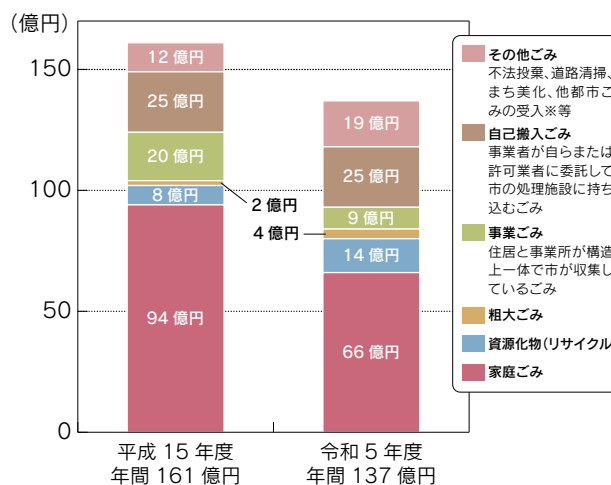
4 ごみ処理経費

令和 5 年度のごみ処理・リサイクルには、年間約 137 億円（うち、リサイクル約 14 億円）の経費がかかっています。平成 15 年度と比べると平成 18 年 7 月に実施した「家庭ごみ収集制度見直し」によるごみの減量、リサイクルの促進に伴い、収集体制の見直しや効率化等に取り組んだ結果、総額で約 29 億円の経費を削減しました。ごみの種類別では、一般家庭から出る家庭ごみを処理するために最も多くの経費（ごみ処理・リサイクル経費の約 49%）がかかっています。

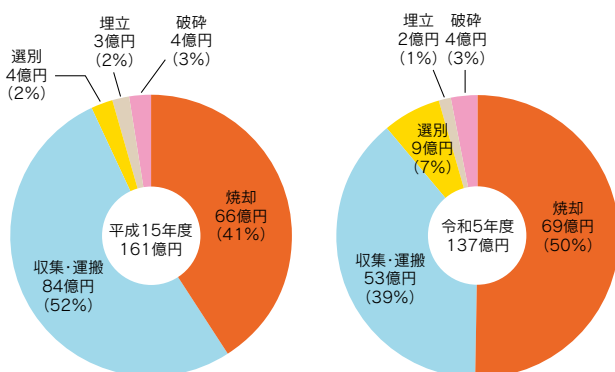
◆ごみ量の推移



◆ごみの種類別経費



◆ごみの処理別経費



※各項目の値は四捨五入して表示しているため、数値が合わない場合がある。

◆家庭ごみの処理経費

家庭ごみの処理経費	平成 15 年度	令和 5 年度	対 15 年度増減
ごみ処理・リサイクル総経費	161 億円	137 億円	▲24 億円
家庭ごみ処理経費 （総経費から見た割合）	94 億円 （約 58%）	66 億円 （約 48%）	▲28 億円
1 日あたりの処理費用	2,600 万円	1,800 万円	▲800 万円
市民一人あたり年間処理費	9,400 円	7,200 円	▲2,200 円
一世帯あたり年間処理費	22,400 円	15,000 円	▲7,400 円

基本施策 3 循環経済システムを支える基盤を活かした「地消・地循環」の推進

基本施策 4 サークュラーエコノミーの社会実装の推進

1 北九州エコタウン事業

平成 9 年 7 月に全国に先駆けてエコタウン事業の地域承認を受け、平成 16 年 10 月にはその対象エリアを市全体に拡大して事業を進めています。

＜これまでの取組と成果＞（令和 6 年度末時点）

- ・事業数（現在稼働中） 27 事業（各種リサイクル法に対応したもの及び独自に進出したものを合わせ、わが国最大級の事業集積）
- ・実証研究数 68 研究（終了分を含む）
- ・総投資額 約 911 億円（市 72 億円、国等 147 億円、民間 692 億円）
- ・雇用者数 1,030 人

■総合的な展開（北九州方式 3 点セット）



◆総合環境コンビナート（9 事業）

- ・ペットボトルリサイクル事業
- ・自動車リサイクル事業
- ・蛍光管リサイクル事業
- ・二次電池リサイクル事業
- ・小型家電リサイクル事業
- ・OA 機器リサイクル事業
- ・家電リサイクル事業
- ・建設混合廃棄物リサイクル事業
- ・非鉄金属総合リサイクル事業

◆響リサイクル団地（5 事業）

- 自動車リサイクルゾーン
- フロンティアゾーン（4 事業）
 - ・食用油リサイクル事業
 - ・使用済有機溶剤精製リサイクル事業
 - ・古紙リサイクル事業
 - ・空き缶リサイクル事業

◆その他の地区（13 事業）

- ・パチンコ台リサイクル事業
- ・OA 機器のリユース事業
- ・汚泥・金属等リサイクル事業
- ・都市鉱山リサイクル事業
- ・風力発電事業
- ・古紙リサイクル事業・製鉄用フォーミング抑制剤製造事業
- ・食品廃棄物リサイクル事業
- ・携帯電話リサイクル事業
- ・廃木材・廃プラスチックリサイクル事業
- ・超硬合金リサイクル事業
- ・古着リサイクル事業
- ・ガラスリサイクル事業
- ・太陽光パネルリサイクル事業

●北九州市エコタウンセンター

平成 13 年 6 月に、エコタウン全体の中核的施設として実証研究エリア内に開設しました。

- ・主な機能 市民をはじめとする環境学習、見学者の対応、環境・リサイクル技術及び製品の展示、市内環境産業の PR、環境関連の研修・講義の実施、研究活動支援
- ・令和 6 年度視察者数 エコタウン事業全体 98,125 人



2 古着の分別・リサイクル事業

北九州市では、古着の分別・リサイクル事業を、平成 26 年 5 月に開始しました。現在、市民センター等の公共施設のほか、クリーニング店や大手小売事業者の協力を得て、市内約 70 カ所で回収しています。回収された古着は、市内企業が再生繊維にリサイクルし、自動車内装材として、北部九州の主要自動車メーカーに供給される他、一部は国内外でリユースされます。

3 食べものの「残しま宣言」運動の推進

●残しま宣言

市民一人ひとりが実践できる食品ロス削減への取組内容を「残しま宣言」として、周知を図っています。

●残しま宣言応援店

外食時の食べ切り促進策を実施する市内の飲食店等を「残しま宣言応援店」として市に登録し、周知を図っています。（令和 6 年度末 313 店登録）



このステッカーが目印です

■取組内容（残しま宣言）

○ 外食時の取組

- ・ 食べ切ることができる量を注文します！
- ・ 宴会時に食べ切りを声かけします！
- ・ グループ間で料理をシェアします！
- ・ 食事を楽しむ時間をつくります！
（開始後 30 分、終了前 10 分など）
- ・ 注文した料理は食べ切ります！

○ 家庭での取組

- ・ 必要以上に買いすぎません！
- ・ 買った食材は使い切ります！
- ・ 作った料理は食べ切ります！
- ・ 生ごみを捨てる時は水を切ります！
- ・ 賞味期限と消費期限の違いを理解します！

4 小型電子機器等の再資源化促進事業

北九州市では、平成 20 年 9 月より使用済みの小型電子機器を回収し、その中に含まれる貴重な金属を資源として有効活用するための実証実験を行ってきましたが、平成 25 年 4 月 1 日に小型家電リサイクル法が施行されたことから、これまでの実証実験の成果を踏まえ北九州市の事業として、小型電子機器等のリサイクルを行っています。（行政施設：91 ケ所（各市区役所及び一部の市民センター））

5 太陽光発電パネルのリサイクル

北九州市では、（公財）北九州産業学術推進機構（FAIS）や市内企業が連携し、太陽光発電パネルのリサイクル処理技術の開発を進めています。この処理技術は、結晶系太陽光発電パネルや CIS 系各種パネル等にも適用可能で、リサイクル率が 99% 以上と高いことに加え、ガラスの高度な再活用が可能となる世界的にも先進的な手法です。

このような優位性を活かし、九州・山口地域において処理技術や広域収集体制についてのモデル事業を実施した結果、太陽光パネルリサイクル工場が竣工しました。新工場は独自技術の熱分解処理炉と高度選別リサイクル処理ラインを備え、廃太陽光パネルの資源回収率 99% 以上を実現し、新工場としての年間処理能力は 9 万枚を見込んでいます。



第3章 生物多様性の増進と環境保全の推進

核となる計画

1 北九州市生物多様性戦略

「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」として、平成 22 年 11 月に「北九州市生物多様性戦略」を策定、平成 28 年 3 月に「第 2 次北九州市生物多様性戦略（2015 年度 -2024 年度）」を策定しました。基本理念を「都市と自然との共生～豊かな自然の恵みを活用し自然と共生するまち～」とし、その実現のために次の「5 つの基本目標」を設定して施策を推進しています。

- ① 自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透
- ② 地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成
- ③ 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
- ④ 人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感じてできる状態の維持
- ⑤ 自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用

同戦略は、市民・NPO、学識経験者、事業者及び市で構成された「北九州市自然環境保全ネットワークの会（通称「自然ネット」）」が、進行管理しています。

戦略期間が 2024 年度に終了するため、戦略の改定に向け、北九州市環境審議会での議論やパブリックコメントを実施しました。新戦略では、北九州市の自然の魅力として、都市と隣接した豊かな自然を「アーバンネイチャー北九州」と名付け PR していくことや、ネイチャーポジティブに向けた取組推進を盛り込んでいきます。

基本施策 1 自然の適切な保全と回復

基本施策 2 自然を活用した多様な課題の解決

基本施策 3 自然を大切にする価値観の形成

1 自然環境保全活動支援事業

平成 18 年度から市民の自主的かつ継続的な活動を推進するため、市民団体等が行う自然環境保全活動やその啓発活動に対して活動費用の一部を助成しています。令和 6 年度は 9 団体に助成を行いました。

2 自然とのふれあいの推進

北九州市では、市民が市域に生息する希少な野生生物や、豊かな自然環境とふれあう機会を創出するため、平成 14 年度から市民団体等との協働でエコツアーを開催しています。

■ カブトガニ産卵観察エコツアー 令和6年7月21日(日) 曽根干潟



過去の開催風景

■ ガシヤモク観察会 令和6年8月3日(土)



過去の開催風景

3 自然環境に関する情報発信

●ポータルサイトの作成

生物多様性の損失を止めて反転させ回復軌道に乗せる、いわゆる「ネイチャーポジティブ」の実現には、生物多様性や人と自然とのつながりを大切にする価値観を形成することが必要です。そのためには、自然の魅力を発信することなどを通じて、その魅力を知り、関心を持つ方々を増やしていくことが重要です。北九州市では、都市と近接した豊かで面白い自然「アーバンネイチャー」の魅力を市内外に広く情報発信することで、ネイチャーポジティブの実現に向けた市民の価値観の形成や、都市ブランドの向上を図ることを目的としたポータルサイトを構築します。

●アーバンネイチャー北九州フォトコンテスト

北九州市の魅力である都市に近接する豊かな自然や生き物について情報発信を行うことを目的に、令和6年11月から令和7年1月にかけて、「北九州市アーバンネイチャーフォトコンテスト」を開催しました。



ポータルサイト



基本施策 4 都市環境の保全

基本施策 5 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理

1 北九州市公害防止条例

北九州市では法を補完し、地域の実情に合った公害防止に取り組むため、昭和45年4月に北九州市公害防止条例を制定し、公害の発生するおそれのある工場については、市と公害防止協定を締結しています。（締結件数83件：令和6年度末時点）

2 大気環境の保全

北九州市は、大気汚染の状況を把握するため、二酸化いおう等の物質の常時監視を行っています。環境基準が設定されている11項目のうち、令和6年度は、光化学オキシダントを除くほとんどの項目が環境基準に適合していました。また、大気汚染防止法等に基づき発生源に対する指導等を行っています。

3 水環境の保全

北九州市は、河川・湖沼・海域等の公共用水域において、健康項目や生活環境項目などのモニタリングを実施しています。令和6年度は、環境基準が設定されている項目の多くが環境基準に適合していました。また、水質汚濁防止法等に基づき発生源に対する指導等を行っています。



立入検査の様子

4 土壌汚染対策

土壌汚染対策法は、土壌汚染による人への健康被害を防止することを目的としています。北九州市における現在の形質変更時要届出区域は91件、要措置区域は0件です。また、汚染土壌処理業の許可件数は4件です（令和6年度末時点）。



5 騒音・振動対策

北九州市では、自動車・新幹線鉄道・航空機からの騒音等の実態把握を実施しています。令和6年度において、新幹線鉄道の振動の指針値及び航空機の騒音の環境基準については、適合していましたが、自動車及び新幹線鉄道の騒音については、一部において不適合でした。また、騒音規制法・振動規制法等に基づき工場・事業場、建設作業現場等の発生源に対する指導等を行っています。

6 化学物質対策

ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等の物質について、モニタリングを実施しています。令和6年度においては、ダイオキシン類は基準に適合、環境ホルモンは検出されませんでした。

7 悪臭対策

北九州市では、悪臭発生工場・事業場における悪臭防止法上の規制基準の適合状況を確認するため、立入検査や悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っています。悪臭測定の結果、令和6年度は全ての施設で規制基準に適合していました。

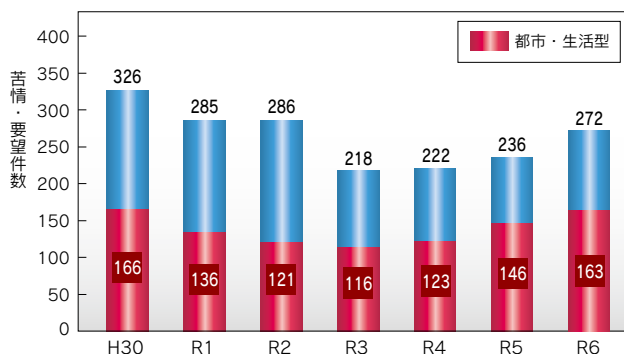
8 工場・事業場における環境保全対策への取組の推進

環境法令遵守意識の高揚や不祥事の発生防止を目的として「環境保全セミナー」を開催し、最近の法改正の内容や環境基準達成状況、立入検査や指導事例の紹介等を行っています。令和6年度のセミナーは、市内の大気分野及び水質分野の大規模排出事業者を対象とした動画配信により実施しました。

9 公害に関する苦情・要望

公害が発生した場合、当事者間の話し合いなどで解決する例もありますが、大部分は苦情・要望として行政機関に持ち込まれています。令和6年度に申し立てられた公害に関する苦情・要望件数の総数は272件（令和5年度236件）ありました。最近では、産業公害の沈静化とともに、住宅・商業地域などにおいて、市民生活に関連した冷暖房設備、生活排水、廃棄物、交通機関、建設工事などの苦情（都市・生活型の苦情）が多く寄せられるようになっています。

◆都市・生活型苦情・要望件数の経年変化



10 環境影響評価（環境アセスメント）制度

環境影響評価法及び条例に基づく環境アセスメント制度は、土地の形状変更、工作物の新設等を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめ、その事業に係る環境影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、必要に応じて事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

北九州市では、令和6年度末までに、配慮書18件、方法書33件及び準備書29件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。

第4章 環境国際ビジネス拠点化の推進

1 諸外国との環境協力実績

これまでに、大連市、上海市（中国）、スラバヤ市（インドネシア）、ハイフォン市（ベトナム）等のアジア諸都市との環境国際協力を実施しています。

2 アジアの人材育成拠点形成

研修員の受け入れ（令和 7 年 3 月現在で 169 カ国・地域から 11,107 人、遠隔研修参加者含む）や専門家派遣（令和 7 年 3 月現在で 30 カ国・地域 246 人）を実施しています。

3 アジアカーボンニュートラルセンター

アジア地域の低炭素化を通じて、地域経済の活性化を図るための中核施設として、平成 22 年 6 月に「アジア低炭素化センター」を開設しました。令和 5 年 1 月には脱炭素社会の実現に向けたカーボンニュートラルの取組を一層推進するため、「カーボンニュートラルセンター」に名称を変更しました。センターでは、経済発展著しいアジア諸国などに対して、従来の政府レベルの協力事業に加え、高い技術力を持つ市内企業による環境ビジネス参入支援を積極的に進めています。

これまで、協力事業やビジネス可能性調査等を通じて入手した海外の環境ビジネス情報を広く提供してきたほか、ビジネスミッション派遣や環境技術展示会への出展等を通じて、市内企業の環境国際ビジネスを積極的に支援しています。



アジアカーボンニュートラルセンターが位置する国際村交流センター



アジアカーボンニュートラルセンターの体制

4 アジア・グリーン共創ハブ推進事業

国際技術協力や政策交流を通じて培ってきたアジア地域とのネットワークを活かし、企業による環境・上下水道分野のインフラ輸出やスタートアップの海外展開の支援、国内外の様々なステークホルダーとビジネス面での接点を増やす取組を行い、国内関連企業の本市への集積や、海外からの投資を呼び込むことで、環境国際ビジネスの拠点となる「アジア・グリーン共創ハブ」を推進しています。



5 関係機関等との連携

(1) 公益財団法人北九州国際技術協力協会（KITA）

環境国際協力の実践機関として、国際研修、専門家派遣、コンサルティング、調査研究、国際親善交流など多彩な活動を実施しています。

(2) 公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）北九州アーバンセンター

IGES 北九州アーバンセンターは、北九州市をはじめとした国内の自治体と海外都市との連携のもと、脱炭素社会、循環経済、SDGs を専門領域として、都市レベルの持続可能な社会づくりに取り組む地域拠点として活動しています。

(3) 独立行政法人国際協力機構（JICA）、

イクレイ（ICLEI）、世界銀行等国際機関と覚書の締結等により、様々な連携を実施しています。



第5章 市民の力でまちの環境力を高める

- 基本施策 1 環境活動と地域活性化の好循環
- 基本施策 2 優れた環境人材の育成
- 基本施策 3 環境国際協力・環境ビジネス等を通じたアジア地域への貢献
- 基本施策 4 環境に配慮した行動の推進

1 環境活動を行う市民・市民団体への支援・助成

北九州市では、市民や市民団体の自主的な環境活動を推進するとともに、その活動を通じた地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、ごみの減量化・資源化及び自然環境保全等の環境活動を行う市民や市民団体への支援・助成を行っています。

(1) 集団資源回収団体奨励金制度

市に集団資源回収団体として登録した町内会、老人会、子ども会、まちづくり協議会などの地域の市民団体に対し、古紙・古着の回収量に応じて、奨励金を交付しています。

◆ 古紙・古着の集団資源回収

奨励金 (古紙)	保管庫やごみステーションを利用した拠点回収	7 円 / kg
	戸別（軒先）回収	5 円 / kg
奨励金 (古着)	「古着地域循環推進まちづくり協議会」による拠点回収 ※1	2 円 / kg
	上記以外の拠点回収・戸別回収 ※2	1 円 / kg
登録団体数（令和 6 年度）		1,665 団体
回収量（令和 6 年度）		11,983 t（古紙）、403 t（古着）

(3) 資源回収用保管庫貸与制度

資源回収活動を行っている町内会、PTA、子ども会などの地域の市民団体等に対し、保管庫の貸与（無料）を行っています。

(4) 地域特性型（メニュー選択方式）市民環境活動推進事業

地域環境活動の拡大を図るため、環境活動を自主的にを行う地域団体に対する支援等を行っています。

ア．剪定枝のリサイクル

イ．廃食用油のリサイクル

(5) 循環型社会を形成するための環づくり支援事業

ア．生ごみコンポスト化容器活用講座

イ．地域生ごみリサイクル講座

(2) まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金制度

活動地域内の古紙回収の調整（未実施地域の解消、回収促進のPR）を継続して行うまちづくり協議会に対し、奨励金を交付しています。

奨励金	2 円 / kg（活動地域全体の回収量）
-----	----------------------

2 まち美化に関する啓発

ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民・NPO、企業等と連携し、様々な啓発事業を実施しています。今後も、誰もがまち美化活動へ気軽に参加し、環境美化について関心を抱くよう、PR・啓発活動を充実させ、市民全体のモラル・マナーの向上を目指します。

(1) “クリーン北九州” まち美化キャンペーン

(2) 「市民いっせいまち美化の日」

(3) “クリーン北九州” 百万市民運動推進協議会



“クリーン北九州” まち美化キャンペーン活動の様子



- (4) まち美化推進員
- (5) まち美化促進区域
- (6) まち美化ボランティア袋
- (7) 「生活環境クリーン」サポート
- (8) 北九州市環境衛生大会

まち美化ボランティア袋



3 「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進

多様な人々が、地域等の様々な課題に気づき、自発的に社会のあり方を変えていく人材を育むため、「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進しています。令和6年度は、SDGs・ESD普及イベントとして、「ESD ツキイチの集い」の開催や、あらゆる世代の人たちの学びの機会となる「出前講座」を実施するほか、RCE 実務者会議を北九州市で開催しました。



RCE 実務者会議

4 北九州市環境首都検定の実施

北九州市独自の環境分野の検定を実施することにより、環境学習の機会を増やし、環境意識のレベルアップや環境に関心を持つ市民の裾野を広げることを目的に、「北九州市環境首都検定」を実施しています。（令和6年度受検者数 3,694人）

5 環境ミュージアムを拠点とした環境学習の推進

「北九州市環境ミュージアム」は北九州市の環境における学習・情報・活動の総合拠点で、北九州市の公害克服の歴史をはじめ、身近なエコライフ、地球環境問題などを「見て・触れて・楽しみながら」学べる施設です。（令和6年度利用者数 84,457人）



環境ミュージアム外観

6 北九州エコライフステージ

北九州エコライフステージは、「世界の環境首都」を目指し、市民団体や事業者などで構成する実行委員会を中心にして、エコライフの浸透を目指し様々な環境活動に取り組むものです。シンボル事業「エコライフステージ2024」は、「エコライフステージ、新しいステージへ」をテーマに、令和6年11月16日（土）～17日（日）に実施した結果、約2万7千人の方にご参加頂きました。

7 環境情報の収集・整備・提供

北九州市 LINE 公式アカウントによる情報配信

北九州市 LINE 公式アカウントで、ごみの分別検索機能や資源の拠点回収ボックスの設置場所を検索できる施設検索機能の提供をしています。ごみの分別方法については、キーワードを入力すると自動応答で検索できます。

北九州市公式 X（旧 Twitter）“北九州市・環境【ていたん】”による情報発信

北九州市の環境情報について、環境マスコットキャラクター「ていたん」の X（旧 Twitter）で発信をしています。

【ごみの分別検索機能】

【資源回収ボックスの場所検索】



北九州市 LINE 公式アカウント



@ teitan_kita9
X (旧 Twitter)



北九州市の環境行政のあゆみ

(1) 公害の克服

北九州市は、明治 34 年の官営八幡製鐵所の操業開始以降、化学、窯業、セメント、電力などの工場が進出し、四大工業地帯の一つとして我が国の経済成長に大きく貢献してきました。しかしながら、昭和 30 年代半ばから昭和 40 年代半ばにかけての急激な経済発展の過程で、大気汚染や水質汚濁などの公害をもたらすことになりました。

このような深刻な状況の中で、行政においては、昭和 46 年に「北九州市公害防止条例」の制定、昭和 47 年に「北九州地域公害防止計画」の策定と、公害防止に関する各種施策を実施していきました。これに加え、市民・事業者・行政などの関係者が一体となって精力的かつ総合的な取組を実施したことにより、昭和 50 年代後半には公害問題は劇的に改善されることとなりました。



昭和35年

現在

(2) 快適環境都市の創造

公害を克服した昭和 50 年代後半から、政策の重点は公害対策から快適な都市環境の創造へと移っていきました。

北九州市は、平成 5 年に、快適な環境づくりに顕著な功績のあった自治体に対して表彰される「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰」を受賞、全国的に「快適環境都市・北九州」として高い評価を受けました。

北九州市では、平成 8 年に「アジェンダ 21」の地域版（ローカルアジェンダ）を策定、さらに平成 12 年には、「北九州市環境基本条例」を制定し、地球環境保全を含む環境保全に関する取組も総合的・計画的に推進しています。

(3) 環境国際協力の推進

北九州市では、産業公害を克服する過程で培われた環境保全技術等を、公害問題に苦しんでいる開発途上国に役立ててもらおうと、昭和 60 年代から他の自治体に先駆けて、環境国際協力を実施してきました。このような取組は、UNEP グローバル 500 賞（平成 2 年）、国連地方自治体

表彰（平成 4 年）を受賞するなど、国際的にも高い評価を受けることとなりました。

平成 8 年には、友好都市である中国・大連市との環境協力において、わが国で初めて地方から提案されたプランが政府 ODA に位置付けられ、同市の大幅な環境改善に繋がりました。このような成果が国際的にさらに評価され、平成 14 年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」において、サミットの合意文書である「実施計画」に、北九州市をモデルにしたアジア太平洋地域における都市の環境改善を国際的に支援する仕組みである「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」が明記されました。

平成 22 年に「アジア環境都市機構」を創設し、より効果的な効率運営を図るとともに、平成 16 年に設立された「東アジア経済交流推進機構」とも連携しながら、様々な取組を実施しています。

また、PM2.5 をはじめとする大気汚染が深刻化するなか、平成 25 年に開催された「第 15 回日中韓三カ国環境大臣会合」の合意に基づき、大気改善をはじめとする課題解決のため、関係都市との環境協力を積極的に取り組んでいます。

さらに、平成 22 年 6 月に開設した「アジア低炭素化センター（現 アジアカーボンニュートラルセンター）」では、相手側都市のニーズに応じたパッケージ型インフラの海外輸出を進めています。

(4) 循環型都市づくり

北九州市では、環境保全施策に取り組んできた一方、ものづくりの幅広い裾野を持つ産業技術の集積を活用して、「あらゆる廃棄物を他の産業分野の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロにすること（ゼロ・エミッション）」を目指し、資源循環型社会の構築を図る先駆的な取組も進めてきました。

その中でも、平成 9 年 7 月に全国第一号として国の承認を受けたエコタウン事業は、「産業振興施策」と「環境保全施策」を統合した独自の地域政策として、積極的に環境に配慮した産業都市づくり、持続可能な社会の実現に向け、多くの成果をあげてきました。

また、エコタウン事業第 2 期計画を策定（平成 14 年 8 月）、対象エリアを市域全域に拡大（平成 16 年 10 月）し、従来の環境・リサイクル産業の集積に加え、リユース事業などの新たな環境産業の誘致、既存産業インフラ等を有効活用する事業の創出、ものづくりの段階での環境配慮促進など新たな事業を進めています。

他方、市民の日常生活においても、発生抑制、再使用、再資源化といった「循環型」を目指し、平成 10 年 7 月の家庭ごみ有料指定袋制の導入以来、平成 16 年 10 月の

事業系ごみ対策、平成 18 年 7 月の家庭ごみ収集制度の見直しなど具体的な施策を展開してきました。

平成 23 年に「循環型」の取組に「低炭素」と「自然共生」を加えた「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、令和 3 年には新たに SDGs の実現と脱炭素社会を見据えた「第 2 期北九州市循環型社会形成推進計画」を策定し、持続可能な社会の実現に向けた様々な取組を推進しています。

(5) 環境首都グランド・デザインの策定

地球規模で進んでいる環境問題の解決に向けて、日々の暮らし方、産業活動や都市づくりのあり方などを、環境の視点から見直すと同時に、多くの人々と情報を共有し、お互いに理解し協力しあうことが必要です。

北九州市では、市民・NPO、事業者、行政などのあらゆる主体が協働して、幅広い視点から環境保全の取組を推進するため、「環境首都グランド・デザイン」(平成 16 年 10 月)を策定しました。この環境首都グランド・デザインでは、「真の豊かさにあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ」という基本理念のもと、「共に生き、共に創る」(社会的側面)、「環境で経済を拓く」(経済的側面)、「都市の持続可能性を高める」(環境的側面)の 3 つの柱を掲げています。平成 19 年 10 月には、「環境首都グランド・デザイン」を具体化する行政計画として、「北九州市環境基本計画」を策定しました。

(6) 環境モデル都市・環境未来都市・グリーン成長都市としての取組

北九州市は、平成 20 年 7 月に、低炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に全国第一号として選定されました。平成 21 年 3 月には、「北九州市環境モデル都市行動計画(北九州グリーンフロンティアプラン)」を策定し、現在は、令和 3 年策定の「北九州市地球温暖化対策実行計画」において、2050 年の脱炭素社会の実現に向けた取組の一層の推進を図っています。

平成 23 年 12 月には、わが国及び世界が直面する地球温暖化、資源・エネルギーといった環境問題に加え、人口減少や超高齢化など社会的な課題に他都市に先駆けて取り組む「環境未来都市」にも選定されました。平成 24 年 5 月には「北九州市環境未来都市計画」を策定し、適宜改定を加えながら、「環境」、「超高齢化」、「国際化」などの課題に取り組み、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指しています。

同じく平成 23 年 12 月には、国の総合特区の第一次指定として、北九州市及び福岡県、福岡市で共同申請した「グリーンアジア国際戦略総合特区」が国際戦略総合特別区域として選定されました。同選定を踏まえ、「環境」と「アジア」をキーワードに国内外の投資を呼び込み、雇用を創出

し、地域経済を活性化する緑の成長戦略を進めています。

また、経済協力開発機構(OECD)からは、「環境」と「経済」が両立する「グリーン成長都市」に、パリ、シカゴ、ストックホルムと並んでアジアで初めて選定され、平成 25 年 10 月には、北九州市のグリーン成長への取組をまとめた「OECD 北九州レポート」日本語版が発表されました。このレポートを通じて、北九州市の「市民環境力」を礎とした環境に関する取組が全世界に発信されています。

さらに、「伊勢志摩サミット(平成 28 年 5 月)」にあわせて全国各地で開催される閣僚会議のうち、「エネルギー大臣会合」が北九州市で開催され、共同声明「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」が世界に発信されました。

このように北九州市の取組は、国内外から高い評価を受けています。

(7) 世界の環境首都と SDGs の実現を目指して

平成 27 年 9 月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals = SDGs)を中核とする、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが全会一致で採択されました。SDGs は、2000 年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の理念を取り込みつつ、先進国を含む全ての国々に対する 17 の目標を設定し、経済、社会、環境の統合を目指すものです。

また、平成 27 年 11 月から、新興国や途上国を含む 196 か国・地域が参加して、「気候変動枠組条約」の第 21 回締約国会議(COP21)がフランス・パリで開催されました。その結果、全締約国が、21 世紀末までの世界の平均気温の上昇を、工業化前に比べ 2 度未満に抑える「2 度目標」に加え、1.5 度以内へ向けて努力するとする目標が明記された「パリ協定」が採択されました。

こうした状況の変化に対応するため、平成 29 年 11 月に改定した「北九州市環境基本計画」では、これまでの基本理念を引き継ぎつつ、SDGs を推進していくため、副題を「環境首都・SDGs 実現計画」とし、取組を進めていきます。

SDGs の取組については、北九州市は平成 30 年 4 月に、アジア地域で初めて OECD から「SDGs 推進に向けた世界のモデル都市」として選定されました。

さらに、平成 30 年 6 月には、国の「SDGs 未来都市」に選定されています。

今後も、世界の環境首都及び SDGs の実現に向け、市の最大の資源である「市民環境力」を活かしながら、環境・経済・社会の両立を目指していきます。

環境行政の体制

1 環境行政組織

令和7年4月現在

— 総務政策部 —

■ 総務課

● 庶務係

- (1) 局、部、課の庶務
- (2) 局の予算及び決算
- (3) 局内事務の連絡調整
- (4) 環境保全基金
- (5) 局内他課の所管に属しないこと

● 職員係

- (1) 労務
- (2) 安全及び衛生管理
- (3) 公傷
- (4) 局事業に係る事故の処理
- (5) 福利厚生

● 政策係

- (1) 環境政策
- (2) 北九州市環境基本条例（平成12年北九州市条例第71号）
- (3) 環境基本計画
- (4) 北九州市環境審議会
- (5) 市役所のエコオフィス推進

■ 環境学習課

● 環境学習係

- (1) 課の庶務
- (2) 環境学習及び環境教育
- (3) 環境学習施設間の連携

● 環境人材育成係

- (1) 環境政策の広報戦略
- (2) 市民活動の調整
- (3) 環境人材育成

■ ネイチャーポジティブ推進課

● 自然共生係

- (1) 課の庶務
- (2) 北九州市生物多様性戦略（他局の所管に属するものを除く）

— グリーン成長推進部 —

■ グリーン成長推進課

● グリーン成長政策係

- (1) 部、課の庶務
- (2) 地球温暖化対策に関する計画及び施策の統括
- (3) 地球温暖化対策に関する普及啓発
- (4) その他グリーン成長の推進（他課の所管に属するものを除く）

● 水素戦略係

- (1) 水素社会づくり
- (2) 電動車の普及（他課の所管に属するものを除く）

■ 再生可能エネルギー導入推進課

● 企画調整係

- (1) 課の庶務
- (2) 再生可能エネルギーの導入及び普及
- (3) 総合的な新エネルギー及び省エネルギー政策
- (4) 風力発電の立地促進

■ サークュラーエコノミー推進課

● 企業支援係

- (1) 課の庶務
- (2) 脱炭素化イノベーションの推進

- (3) 環境産業の育成及び振興並びにサーキュラーエコノミーの推進
- (4) 環境産業及びサーキュラーエコノミーに関する調査及び企画
- (5) 北九州市エコタウンセンターの管理及び運営

— 環境国際部 —

■ 環境国際戦略課

● 企画調整係

● 事業化支援係

● 国際連携推進係

- (1) 課の庶務（企画調整係に限る）
- (2) アジアカーボンニュートラルセンターの調整及び運営（企画調整係に限る）
- (3) 環境国際ビジネスの事業化に向けた支援（事業化支援係に限る）
- (4) 国際機関及び政府機関との連携（国際連携推進係に限る）
- (5) 環境国際協力の推進
- (6) 環境国際ビジネスの推進
- (7) アジア・グリーン共創ハブの推進

— 環境監視部 —

■ 環境監視課

● 企画調整係

- (1) 部、課の庶務
- (2) 環境影響評価法（平成11年法律第81号）及び北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）
- (3) 公害防止協定及び環境保全協定の締結
- (4) 北九州地域公害防止計画
- (5) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に係る届出の受理
- (6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

● 大気係

- (1) 公害監視センターの管理
- (2) 大気環境の監視
- (3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に係る届出（大気に関するものに限る）の受理及び審査
- (4) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に係る届出（大気に関するものに限る）の受理及び審査
- (5) 北九州市公害防止条例（昭和45年北九州市条例第19号）に係る届出（大気に関するものに限る）の受理及び審査
- (6) 公害発生源の監視指導（大気及び悪臭に関するものに限る）
- (7) 公害に関する苦情及び要望の処理（大気及び悪臭に関するものに限る）
- (8) 気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく熱中症対策の推進（他局の所管に属するものを除く）

● 石綿騒音係

- (1) 石綿、騒音及び振動に係る環境の監視
- (2) 大気汚染防止法に係る届出及び報告（石綿に関するものに限る）の受理及び審査
- (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）に係る届出の受理及び審査
- (4) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出（騒音及び振動に関するものに限る）の受理及び審査
- (5) 北九州市公害防止条例に係る届出（騒音に関するものに限る）及び報告（石綿に関するものに限る）の受理及び審査
- (6) 公害発生源の監視指導（石綿、騒音及び振動に関するものに限る）
- (7) 公害に関する苦情及び要望の処理（石綿、騒音及び振動に関するものに限る）

● 水質土壌係

- (1) 公共用水域、地下水及び土壌の環境の監視
- (2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及びダイオキシン類対策特別措置法に係る届出（水質に関するものに限る）の受理及び審査
- (3) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に係る許可並びに届出の受理及び審査
- (4) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に係る許可並びに届出の受理及び審査
- (5) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出（水質に関するものに限る）の受理及び審査
- (6) 北九州市公害防止条例に係る届出（水質に関するものに限る）の受理及び審査
- (7) 公害発生源の監視指導（水質、土壌に関するものに限る）
- (8) 公害に関する苦情及び要望の処理（水質に関するものに限る）

■ 産業廃棄物対策課

● 指導係

- (1) 課の庶務
- (2) 不法投棄防止対策
- (3) 産業廃棄物処理の監視指導
- (4) あき地等に繁茂する雑草の調査並びに除草の指導及び勧告
- (5) 雑草等の除去の委託

● 産業廃棄物対策係

- (1) 産業廃棄物処理業の許可
- (2) 産業廃棄物処理施設に係る許可
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に係る届出の受理及び許可
- (4) 行政処分（産業廃棄物及び使用済自動車の再資源化等に関するものに限る）
- (5) 産業廃棄物の適正処理の推進

— 循環社会推進部 —

■循環社会推進課

●計画係

- (1)部、課の庶務
- (2)一般廃棄物の処理に関する基本計画及び実施計画
- (3)廃棄物の処理施設及び最終処分場の建設計画
- (4)産業廃棄物の処理に関する計画
- (5)事業系一般廃棄物の資源化計画及び減量化計画
- (6)事業系一般廃棄物の減量化施策の推進

●資源化推進係

- (1)一般廃棄物の資源化及び減量化
- (2)3R活動の普及及び啓発
- (3)食品ロスに関する啓発及び減量化施策の推進

●事業系ごみ対策係

- (1)事業系一般廃棄物の減量及びリサイクル施策の推進
- (2)事業系一般廃棄物の排出指導
- (3)事業系一般廃棄物の適正排出及び処理の周知及び啓発

■業務課

●業務第一係

- (1)課の庶務
- (2)し尿の処理の業務計画及び実施指導
- (3)し尿処理の委託並びに委託業者の指導及び監督
- (4)指定袋及び粗大ごみ納付券
- (5)一般廃棄物処理手数料の調定及び収納の総括
- (6)公衆便所の維持管理
- (7)北九州市環境整備協会
- (8)浄化槽の設置等の届出書の受理及び調整並びに浄化槽の設置補助事業
- (9)浄化槽清掃業の許可並びに業者の指導及び監督
- (10)浄化槽保守点検業者の登録並びに業者の指導及び監督
- (11)一般廃棄物処理業の許可並びに業者の指導及び監督

●業務第二係

- (1)一般廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ）の処理の業務計画及び実施指導

- (2)一般廃棄物の処理等の委託並びに委託業者の指導及び監督
- (3)一般廃棄物の処理業務の改善

●まち美化推進係

- (1)道路及び河川の清掃
- (2)生活環境の清潔保持
- (3)北九州市環境衛生総連合会

■施設課

●施設第一係

- (1)課の庶務
- (2)環境センターその他の施設（他係の所管に属するものを除く）の建設及び管理の総括
- (3)公衆便所の建設（局の所管に係るものに限る）
- (4)廃棄物最終処分場の建設及び管理の総括
- (5)廃棄物の調査（局の所管に係るものに限る）

●施設第二係

- (1)一般廃棄物の中間処理に係る施設の建設及び管理の総括
- (2)一般廃棄物の中間処理の業務計画及び実施指導
- (3)一般廃棄物処理施設（浄化槽を除く）の設置に係る許可及び施設管理の技術指導

■新門司工場

■日明工場

■皇后崎工場

- (1)工場の庶務
- (2)工場の維持管理
- (3)一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の徴収
- (4)1件30万円以下の自動車の修繕の契約及び検収
- (5)廃棄物の計量及び処理
- (6)焼却炉及びこれに付属する設備の維持管理
- (7)廃棄物の焼却処理
- (8)その他工場の運営

— 環境センター —

＜新門司環境センター・日明環境センター・皇后崎環境センター＞

■副所長

●庶務係

- (1)所の庶務
- (2)一般廃棄物処理手数料の徴収
- (3)安全及び衛生管理
- (4)施設の維持管理
- (5)車両の維持管理

●地域環境第一係

●地域環境第二係

●地域環境第三係（皇后崎環境センターに限る）

- (1)一般廃棄物処理委託業者、一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者の指導及び監督（他係の所管に属するものを除く）
- (2)ごみ容器、便所等の改善の指導
- (3)一般廃棄物排出に係る市民指導
- (4)海岸漂着物の監視
- (5)その他廃棄物の処理

●まち美化係

- (1)生活環境の清潔保持
- (2)廃棄物の不法投棄の取締り
- (3)環境事業協力団体との連絡調整
- (4)一般廃棄物の資源化及び減量化
- (5)環境教育等の啓発
- (6)一般廃棄物処理委託業者の指導及び監督（家庭ごみの収集に関するものを除く）
- (7)雑草等の除去

●事業系ごみ対策係

- (1)事業系廃棄物の排出指導
- (2)事業系廃棄物の減量及びリサイクル施策の推進
- (3)廃棄物収集運搬業者及び産廃許可業者の指導及び監督

●特別収集係

- (1)高齢等によるごみ出し困難世帯に対する一般廃棄物の戸別収集等
- (2)小・中学校の牛乳パック等回収

付 属 機 関

■北九州市環境審議会

環境基本法第44条に基づき、環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、北九州市環境基本条例第29条に定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される、市長の諮問機関。

■北九州市環境影響評価審査会

北九州市環境影響評価条例第30条に定めるところにより、この条例の施行に関して、必要な技術的事項を調査審議する、環境の保全に関し学識経験のある者で構成される、市長の諮問機関。

■北九州市公害健康被害認定審査会

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、被認定者の認定更新及び障害等級に関する審査や、被認定者の死亡に伴う補償給付の支給に関する審査を実施する機関。

■北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、診療報酬に関する審査を実施する機関。

2 施設概要

■施設分布図（令和7年4月現在）

環境に関する施設は、3 環境センター、3 工場、1 処分場及び1 研究所などがあり、収集・運搬・処理・処分・分析を行っています。



響灘地区全景（令和6年2月）



響灘西地区廃棄物処分場



北九州市エコタウンセンター



響灘ビオトープ

北九州市エコタウンセンター

若松区

戸畑区

保健環境研究所

本城かんびん資源化センター

● 皇后崎環境センター

● 皇后崎工場

● 皇后崎し尿投入所

環境ミュージアム

アジアカーボンニュートラルセンター

八幡東区

八幡西区

■施設一覧表

令和7年4月現在

	施設名称	所在地	電話番号
事務所	環境局 アジアカーボンニュートラルセンター	小倉北区城内1番1号 八幡東区平野一丁目1番1号 (北九州市国際村交流センター)	093-582-2173 093-662-4020
	新門司環境センター	門司区新門司三丁目78番地	093-481-7053
	日明環境センター	小倉北区西港町24番地	093-571-4481
	皇后崎環境センター	八幡西区夕原町2番10号	093-631-5337
	保健環境研究所	戸畑区新池一丁目2番1号	093-882-0333
ごみ処理施設	新門司工場	門司区新門司三丁目79番地	093-481-4727
	日明工場 (不燃粗大仮置場)	小倉北区西港町96番地の2 (同上)	093-581-7976 (同上)
	日明かんびん資源化センター	小倉北区西港町97番地の3	093-583-7200
	皇后崎工場	八幡西区夕原町2番1号	093-642-6731
	本城かんびん資源化センター	八幡西区洞北町7番10号	093-693-8525
し尿処理施設	西港し尿圧送所	小倉北区西港町24番地	093-561-8816
	皇后崎し尿投入所	八幡西区夕原町2番4号	093-641-8011
埋立地	響灘西地区廃棄物処分場	若松区響町三丁目地先	093-771-3991
その他	環境ミュージアム	八幡東区東田二丁目2番6号	093-663-6751
	北九州市エコタウンセンター	若松区向洋町10番地20	093-752-2881
	響灘ビオトープ	若松区響町一丁目126番地1	093-751-2023



本城かんびん資源化センター



皇后崎環境センター



響灘バイオトープ



環境ミュージアム



アジアカーボンニュートラルセンター



保健環境研究所



日明工場



日明かんびん資源化センター



日明環境センター



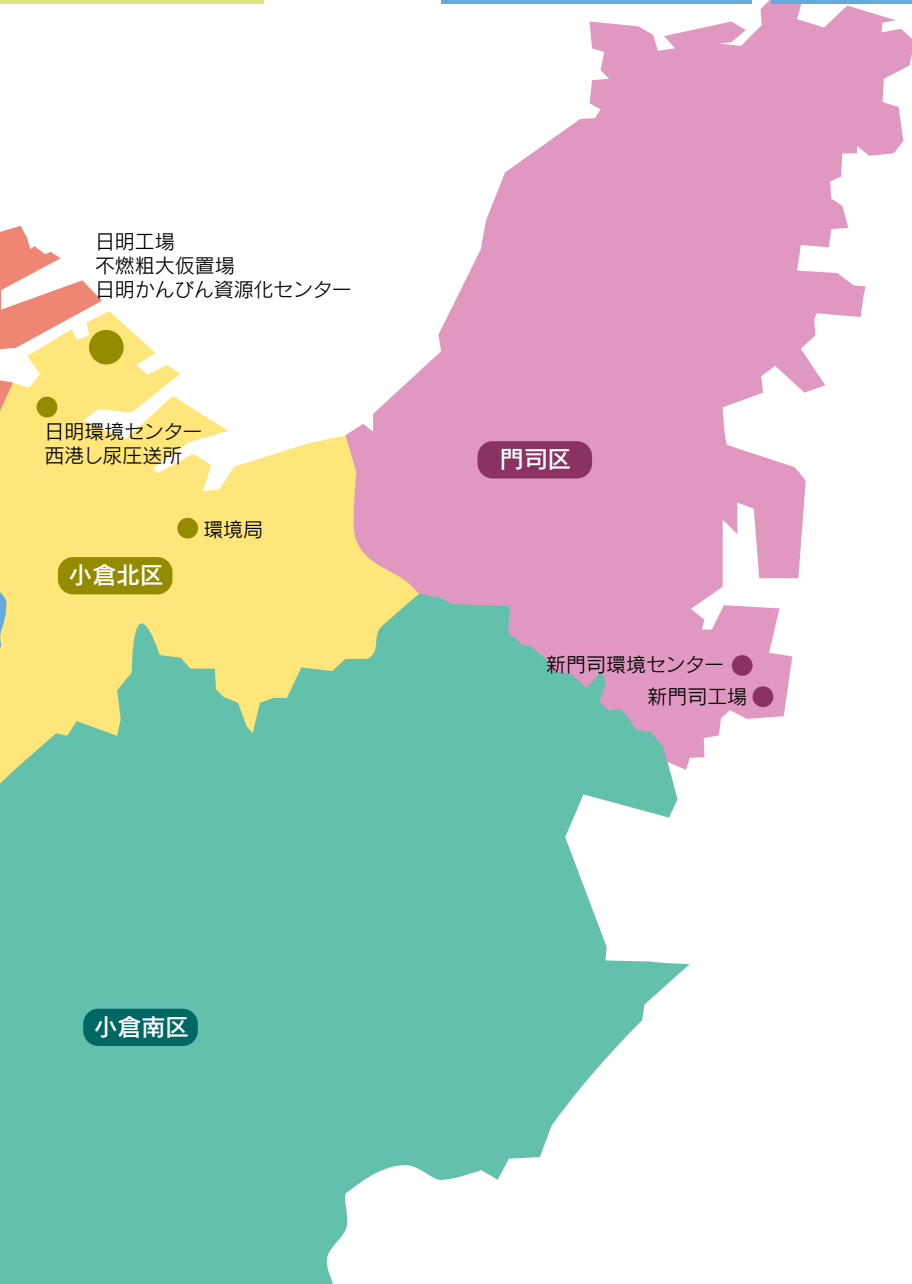
皇后崎工場



新門司環境センター



新門司工場



発行:北九州市環境局

印刷:(株)福田印刷



曽根干潟



平尾台



槻田川のホタル



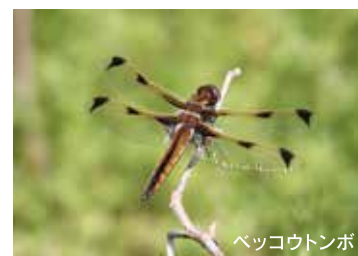
北九州市環境マスコットキャラクター
ていたん&ブラックていたん
©ていたん&ブラックていたん北九州市



トバタアヤメ



カブトガニ



ベッコウトンボ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



北九州市はグリーン購入を推進しています。